

Ⅲ 小規模林地開発行為に必要な手続（着手から完了まで）

第1 総括的事項

1 着手後に必要な届出等

- (1) 小規模林地開発行為届出済標識の掲示(条例第18条第2項)
- (2) 小規模林地開発行為着手届の提出(条例第19条)
- (3) 小規模林地開発行為変更届の提出(条例第20条)
- (4) 小規模林地開発行為休止(廃止)届の提出(条例第21条第1項)
- (5) 小規模林地開発行為再開届の提出(条例第21条第4項)
- (6) 小規模林地開発行為完了届の提出(条例第22条第1項)

2 書類の提出先

着手後の届出の提出先は、小規模林地開発行為届出書を受け付けた林業事務所(支所)です。

3 提出部数

届出及び添付図書は、正本1部(林業事務所(支所))・副本1部(市町村)の合計2部提出してください。

ただし、小規模林地開発区域が二以上の市町村又は林業事務所(支所)の所管区域にわたる場合は、上記の部数に含まれない市町村又は林業事務所(支所)の数を加えた部数とします。

第2 着手後に必要な手続

1 標識の掲示(条例第18条第2項)

別記第19号様式(条例施行規則第18条第1項)

100センチメートル以上		
小規模林地開発行為届出済標識		
小規模林地開発行為の 届出年月日	年 月 日	小規模事業区域及びその周辺状況の略図(標識の設置箇所(現在地)を明記すること。)
小規模林地開発行為の 目的(事業の名称)	()	
小規模林地開発区域 の所在場所		
小規模林地開発区域 の面積	ha	
小規模林地開発行為の 期 間	年 月 日～ 年 月 日	
小規模事業者の 住所・氏名 (名称・代表者氏名)	電話番号 ()	
工事施工者の 住所・氏名 (名称・代表者氏名)	電話番号 ()	
現場責任者の 氏名・職名		

70センチメートル以上

記載方法

- ① 各項目の記載方法は、「小規模林地開発行為届出書」(P15)に準ずること。
- ② 略図には、標識設置箇所(現在地)を明記すること。

留意事項

- ① 工事着手前に、小規模林地開発区域(開発行為に係る森林の区域)の見やすい場所に標識(別記第19号様式)を掲示し、小規模林地開発行為完了確認済通知書を受け付けるまで掲示しておくこと。
なお、見やすい場所とは、小規模林地開発区域への進入箇所と接道する公道の付近などです。
- ② 規格は、縦70センチメートル以上、横100センチメートル以上とすること。
- ③ 略図には、標識設置箇所(現在地)を明記すること。
- ④ 上記標識の掲示を行わなかった場合で、小規模林地開発区域に係る森林の有する公益的を維持する必要があると知事が認めた場合には、知事から必要な措置をとるべきことを勧告される場合があります。(条例第23条第1項)

2 着手の届出(条例第19条)

別記第20号様式(条例施行規則第19条第1項)

小規模林地開発行為着手届

年 月 日

千葉県知事

様

小規模事業者

住所(法人にあつては、名称
氏名及び代表者の氏名) 印

次のとおり小規模林地開発行為に着手したので、千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例第19条の規定により届け出ます。

小規模林地開発行為の 届出年月日	年 月 日
小規模林地開発行為の 目的(事業の名称)	()
小規模林地開発区域の 所在場所	郡・市 町・村 字 番 ほか 筆
小規模林地開発区域の 面積	ha
着手年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日

注

- 1 個人が届け出る場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。
- 2 面積は実測とし、ヘクタール単位で小数点以下第5位を切り捨てて記載すること。

(別記第 20 号様式)

記載方法

- ① 「氏名」を自署する場合は、押印を省略することができる。
- ② 変更の届出を提出している場合には、「小規模林地開発行為の届出年月日」の欄には、当初と直近の届出年月日を 2 段書きで記載すること。
- ③ その他の項目の記載方法は、「小規模林地開発行為届出書」(P 15) に準ずること。

留意事項

- ① 届出に係る小規模林地開発行為に着手したときは、着手した日から 10 日以内に林地開発行為着手届（別記様式第 20 号）を提出すること。
- ② ①の着手届には、以下の書類及び図面を添付すること。
 - ア 工程表
 - イ 小規模林地開発行為届出済標識の写真
- ③ ①の届出を行わなかった場合で、小規模林地開発区域に係る森林の有する公益的を維持する必要があると知事が認めた場合には、知事から必要な措置をとるべきことを勧告される場合があります。(条例第 23 条第 1 項)

3 変更の届出（条例第20条）

別記第21号様式（条例施行規則第20条第2項）

小規模林地開発行為変更届

年 月 日

千葉県知事

様

小規模事業者

住所（法人にあっては、名称
氏名及び代表者の氏名）印

小規模林地開発行為について、次のとおり変更する（変更した）ので、千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例第20条の規定により届け出ます。

小規模林地開発行為の 届出年月日		年 月 日
小規模林地開発行為の目的 （事業の名称）		（ ）
小規模林地開発区域の 所在場所		郡・市 町・村 字 番 ほか 筆
小規模林地開発区域の 面積		ha
変更 内容	新	
	旧	
変更 理由		

注

- 1 個人が届け出る場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。
- 2 重要な変更の場合にあってはあらかじめ、軽微な変更の場合にあっては当該変更をした日から起算して10日以内に届け出ること。
- 3 承継により事業者が変更となる場合にあっては、被承継者と承継者の連名で届け出ること。

記載方法

- ① 「氏名」を自署する場合は、押印を省略することができる。
- ② 変更の届出を提出している場合には、「小規模林地開発行為の届出年月日」の欄には、当初と直近の届出年月日を 2 段書きで記載すること。
- ③ その他の項目の記載方法は、「小規模林地開発行為届出書」(P 1 5) に準ずること。

留意事項

- ① 届出を行った小規模林地開発行為の内容を変更（以下のアからエに該当しない軽微な変更を除く）しようとする場合には、事前に届出が必要です。
また、軽微な変更をした場合には、変更した日から 1 0 日以内に届出を提出してください。
なお、当初の開発の届出時に、別表 1 (P 6) 又は別表 2 (P 6～7) の法律又は条例に基づく手続を行うとして、「災害・水害の防止」又は「環境の保全」に関する書類又は図面を提出していない場合には、ウ又はエに関する変更（軽微であるか否かの関係なく）であっても、変更の届出は不要です。
ア 小規模林地開発行為の目的の変更
イ 小規模林地開発区域の変更
ウ 造成森林と造成緑地を合計した面積が 2 割以上減少する場合の変更
エ 特定防災施設※の新設、廃止又は位置若しくは構造の変更
※特定防災施設：i 調節池及び浸透池、ii 主要な排水路及び道水路、iii 擁壁（高さ 5 m 以上のものに限る。）iv えん堤、v その他主要な防災施設として知事が指定するもの
- ② 届出書には、変更の内容に係る書類又は図面を添付してください。
- ③ 小規模林地開発行為の期間を変更する場合は、変更理由書及び工程表を添付すること。
- ④ 代表者の氏名又は住所を変更する場合は、住民票の写し又は法人の登記事項証明書を添付すること。
- ⑤ 工区を変更する場合は、全体及び工区ごとの土地利用計画明細書、森林調書及び工区を明示した土地利用計画平面図を添付すること。
- ⑥ 承継により事業者が変更となる場合は、被承継者と承継者の連名で届け出ること。
- ⑦ ①の届出を行わなかった場合で、小規模林地開発区域に係る森林の有する公益的を維持する必要があると知事が認めた場合には、知事から必要な措置をとるべきことを勧告される場合があります。(条例第 2 3 条第 1 項)

4 休廃止の届出（条例第21条第1項）

別記第22号様式（条例施行規則第21条第1項）

小規模林地開発行為休止（廃止）届

年 月 日

千葉県知事

様

小規模事業者

住所（法人にあっては、名称
氏名及び代表者の氏名）印

小規模林地開発行為について、次のとおり休止（廃止）したので、千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例第21条第1項の規定により届け出ます。

小規模林地開発行為の 届出年月日	年 月 日
小規模林地開発行為の目的 （事業の名称）	（ ）
小規模林地開発区域の 所在場所	郡・市 町・村 字 番 ほか 筆
小規模林地開発区域の面積	ha
着手年月日	年 月 日
休止予定期間 （廃止年月日）	年 月 日 ～ 年 月 日 （ 年 月 日）
休止（廃止）の理由	
休止（廃止）時における小規模 林地開発行為の状況及び進 捗率	
防災措置	

注

- 1 個人が届け出る場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。
- 2 防災措置欄には、休止（廃止）に当たって措置した内容を記載すること。

(別記第 2 2 号様式)

記載方法

- ① 「休止」又は「廃止」のどちらかの文字を消すこと。
- ② 「氏名」を自署する場合は、押印を省略することができる。
- ③ 変更の届出を提出している場合には、「小規模林地開発行為の届出年月日」の欄には、当初と直近の届出年月日を 2 段書きで記載すること。
- ④ 「休止（廃止）年月日」欄には、休止の場合は休止予定年月日を、また廃止の場合は廃止年月日を記載すること。
- ⑤ 「防災施設」欄には、休止（廃止）するに当たって措置した内容を記載すること。
- ⑥ その他の項目の記載方法は、「小規模林地開発行為届出書」（P 1 5）に準ずること。

留意事項

- ① 届出を行った小規模林地開発行為を休止又は廃止したときは、小規模林地開発行為 休止（廃止）届（別記第 2 2 号様式）を遅滞なく提出すること。
- ② ①の届出には、以下の書類及び図面を添付すること。
 - ア 工程表（休止又は廃止する時点のもの）
 - イ 工事の出来形図（届出又は変更した際に提出した全ての図面に出来形部分を赤色で明示したもの）
 - ウ 現況写真（休止又は廃止する時点の状況が把握できる写真と、工種毎の写真）
 - エ ウの写真の撮影位置を示した土地利用計画平面図（縮尺 1/3, 000 以上）
 - オ 休止の場合は、特定防災施設に係る維持管理に係る計画書
 - カ 廃止の場合は、廃止に当たり行った森林復元措置を示す図面（縮尺 1/3, 000 以上）
- ③ 休止（廃止）届の提出後、森林の有する公益的機能の維持に支障がないかどうか県が確認をし、その結果、必要な措置を行うよう指示がされる場合があります。
- ④ ①の届出を行わなかった場合で小規模林地開発区域に係る森林の有する公益的を維持する必要があると知事が認めた場合、又は③の必要な措置を行わなかった場合には、知事から必要な措置をとるべきことを勧告される場合があります。（条例第 2 3 条 第 1 項）

5 再開の届出（条例第21条第4項）

別記第23号様式（条例施行規則第22条第1項）

小規模林地開発行為再開届

年 月 日

千葉県知事 様

小規模事業者 住所（法人にあっては、名称）
氏名 及び代表者の氏名 印

小規模林地開発行為について、次のとおり再開したので、千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例第21条第4項の規定により届け出ます。

小規模林地開発行為の 届 出 年 月 日	年 月 日
小規模林地開発行為の 目的（事業の名称）	（ ）
小規模林地開発区域の 所 在 場 所	郡・市 町・村 字 番 ほか 筆
小規模林地開発区域の 面 積	ha
再 開 予 定 年 月 日	年 月 日
完 了 予 定 年 月 日	年 月 日

注 個人が届け出る場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

(別記第 2 3 号様式)

記載方法

- ① 「氏名」を自署する場合は、押印を省略することができる。
- ② 変更の届出を提出している場合には、「小規模林地開発行為の届出年月日」の欄には、当初と直近の届出年月日を 2 段書きで記載すること。
- ③ その他の項目の記載方法は、「小規模林地開発行為届出書」(P 1 5) に準ずること。

留意事項

- ① 休止の届出をした者で、届出に係る小規模林地開発行為を再開しようとする場合は、あらかじめ小規模林地開発行為再開届(別記第 2 3 号様式)を提出すること。
- ② ①の届出には、以下の書類及び図面を添付すること。
 - ア 工程表(工事再開後のもの)
 - イ 現況写真
 - ウ イの写真の撮影位置を示した土地利用計画平面図(縮尺1/3,000以上)
- ③ ①の届出を行わなかった場合で、小規模林地開発区域に係る森林の有する公益的を維持する必要があると知事が認めた場合には、知事から必要な措置をとるべきことを勧告される場合があります。(条例第 2 3 条第 1 項)

6 完了の届出（条例第22条第1項）

別記第24号様式（条例施行規則第23条第1項）

小規模林地開発行為完了届

年 月 日

千葉県知事

様

小規模事業者 住所（法人にあっては、名称）
氏名（及び代表者の氏名） 印

小規模林地開発行為について、次のとおり完了したので、千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例第22条第1項の規定により届け出ます。

小規模林地開発行為の届出年月日		年 月 日	
小規模林地開発行為の目的（事業の名称）		（ ）	
小規模林地開発区域の所在場所		郡・市 町・村 字 番 ほか 筆	
小規模林地開発区域の面積		ha	
完了内容	完了区分	全部 ・ 一部（工区）	
	完了年月日	年 月 日	
	完了面積	小規模事業区域の面積	ha
		小規模事業区域内の森林の面積	ha
		小規模林地開発区域の面積	ha
	工区内訳	既完了工区	
		今回完了工区	
未完了工区			
工事施工者	住所		
	氏名		

注 個人が届け出る場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

記載方法

- ① 「氏名」を自署する場合は、押印を省略することができる。
- ② 変更の届出を提出している場合には、「小規模林地開発行為の届出年月日」の欄には、当初と直近の届出年月日を2段書きで記載すること。
- ③ その他の項目の記載方法は、「小規模林地開発行為届出書」(P15)に準ずること。

留意事項

- ① 届出を行った小規模林地開発行為区域(工区に分けたときは、工区)の全部について届出に係る小規模林地開発行為が完了したときは、小規模林地開発行為完了届(別記第24号様式)を完了した日から10日以内に提出すること。
- ② ①の届出には、以下の書類及び図面を添付すること。
 - ア 工程表
 - イ 工事の完成後の現況写真
 - ウ イの写真の撮影位置を示した土地利用計画平面図(縮尺1/3,000以上)
 - エ 特定防災施設の完成後の平面図
 - オ 森林調書
- ③ ②イの「工事完成写真」は、工事状況全体が把握できる写真、残置又は造成する森林若しくは緑地の箇所ごとの写真、主要な施設及び防災施設の写真とする。
- ④ ②ウの「土地利用計画平面図」及び②エの「防災施設完成平面図」は、「Ⅱ 第26 土地利用計画平面図」及び「Ⅱ 第29 防災施設等計画平面図」に準じて作成すること。
- ⑤ 完了届の提出後、小規模林地開発行為が届出(条例第18条第1項の規定による開発の届出、又は条例第20条第1項の規定による変更の届出)の内容に適合しているかどうか、及び森林の有する公益的機能の維持に支障がないかどうか県が確認をし、その結果、必要な措置を行うよう指示がされる場合があります。
- ⑥ ①の届出を行わなかった場合で小規模林地開発区域に係る森林の有する公益的を維持する必要があると知事が認めた場合、又は⑤の必要な措置を行わなかった場合には、知事から必要な措置をとるべきことを勧告される場合があります。(条例第23条第1項)